

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-001-01

処 分 の 名 称		合併協議会設置請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名		市町村の合併の特例に関する法律施行令	
条 項		第 1 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	政策部総合政策課
		電話番号	0463-82-5101
基 準	法令基準	基準：市町村の合併の特例に関する法律施行令第 1 条 第 2 項 内容は、様式 1 別紙【合併協議会設置請求代表者証明書の交付】 のとおり。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	審査基準と同様に、法令において「直ちに」と定められている ことから、個別の処理期間は設定していません。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

市町村の合併の特例に関する法律施行令

(代表者証明書の交付等)

第一条 市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)

第四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。

5 当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-001-02

処 分 の 名 称		同一請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名		市町村の合併の特例に関する法律施行令	
条 項		第27条第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	政策部総合政策課
		電話番号	0463-82-5101
基 準	法令基準	基準：市町村の合併の特例に関する法律施行令第27条第1項から第5項	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	審査基準と同様に、法令において「直ちに」と定められていることから、個別の処理期間は設定していません。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

市町村の合併の特例に関する法律施行令
(同一請求代表者証明書の交付等)

第二十七条 同一請求代表者は、前条第二項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から七日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。

5 一の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-001-03

処 分 の 名 称		条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第91条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 政策部総合政策課
		電話番号 0463-82-5101
基 準	法令基準	基準：地方自治法施行令第91条第2項 内容は、様式1別紙【条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付】のとおり。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	審査基準と同様に、法令において「直ちに」と定められていることから、個別の処理期間は設定していません。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-001-04

処 分 の 名 称	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名	地方自治法施行令	
条 項	第121条	
所 管 部 課 等	部課等名	政策部総合政策課
	電話番号	0463-82-5101
基 準	法令基準	基準：地方自治法施行令第121条で準用する第91条第2項 内容は、様式1別紙【主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付】のとおり。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	審査基準と同様に、法令において「直ちに」と定められている ことから、個別の処理期間は設定していません。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

第二百十一条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第六項各号
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第八十六条第一項
第九十二条第三項及び第四項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項
第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第八十六条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項
	同法第七十四条第五項	同法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項
	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第八十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項

第九十七条第一項	地方自治法第七十四條第五項	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條第五項
	五十分の一	三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
第九十八條第二項	地方自治法第七十四條第三項	地方自治法第八十六條第三項
第九十八條の三第一項	地方自治法第七十四條の二及び第七十四條の三	地方自治法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の二及び第七十四條の三
	同法第七十四條の二第十項	同法第八十六條第四項において準用する同法第七十四條の二第十項

第九十一條 地方自治法第七十四條第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、こ

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-007-01

処 分 の 名 称		開示請求に対する決定	
根拠法令・条例等名		個人情報保護に関する法律	
条 項		第 8 2 条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部文書法制課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 9
基 準	法令基準	個人情報保護に関する法律第76条から第82条までの規定のとおり 内容は別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求があった日から30日以内	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（開示請求権）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財

産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害

されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす

おそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-007-02

処 分 の 名 称		保有個人情報の訂正請求に対する決定	
根拠法令・条例等名		個人情報の保護に関する法律	
条 項		第 9 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部文書法制課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 9
基 準	法令基準	個人情報の保護に関する法律第 9 0 条、第 9 2 条及び第 9 3 条の規定のとおり 内容は別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	訂正請求があった日から 3 0 日以内	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（訂正請求権）

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（保有個人情報の訂正義務）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

- 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-007-03

処 分 の 名 称	保有個人情報の利用停止請求に対する決定	
根拠法令・条例等名	個人情報の保護に関する法律	
条 項	第 9 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	総務部文書法制課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 9
基 準	法令基準	個人情報の保護に関する法律第 9 8 条、第 1 0 0 条及び第 1 0 1 条の規定のとおり 内容は別紙のとおり
	審査基準	法令基準のとおり
	更 新 日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	利用停止請求があった日から 3 0 日以内
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

第六十一条第二項 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個

人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認

める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報と特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第一百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない

ときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-009-01	
処 分 の 名 称		行政財産の目的外使用許可	
根拠法令・条例等名		地方自治法	
条 項		地方自治法第238条の4第7項	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部財産管理課
		電話番号	0463-82-5124
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 申請ごとに事実関係の認定等に難易差があり（特に新規申請）、 一律に定めることが困難であるため	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

秦野市財産規則

(行政財産の目的外使用)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。

- (1) その行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 学術調査、研究、体育行動、行政施策の普及その他の公益目的のために行われる講演会、研究会、運動会等のために短期間使用するとき。
- (3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。
- (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業のために使用するとき。
- (5) 本市の事務事業の一部を本市の指導を受ける団体に代行させ、又は委託した場合において、その事務事業のために使用するとき。
- (6) 電気、ガス、水道供給事業その他の公益事業又は道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項各号に規定する工作物等の設置のために使用するとき。

- (7) 隣接する土地の所有者又は使用者において、電気、ガス、上下水道の設備の設置その他の生活のために使用するとき。
 - (8) 地域の農業、商業その他の産業の振興を図るために使用するとき。
 - (9) 本市又は本市の機関の職員により構成する職員団体の適法な活動のために使用するとき。
 - (10) その行政財産を利用する者の利便性の向上を図るために使用するとき。
 - (11) 防災用資機材の備蓄その他の災害対策のために使用するとき。
 - (12) 本市の知名度を高め、観光の振興に寄与することとなる映画等の撮影のために短期間使用するとき。
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により行政財産を使用させる期間は、1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。
- 3 第1項の規定により行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、その申請をした者に対して行政財産使用許可(不許可)決定通知書(第6号様式)により通知しなければならない。この場合において、不許可の決定をするときは、その理由を明記しなければならない。

秦野市財産規則

(許可を必要とする行為)

第15条 庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎等使用許可申請書(第10号様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、軽易なものと認めるときは、口頭によることができる。

- (1) 物品の販売、宣伝、チラシ類の配布、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (2) ポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲示し、又は張り付けること。
- (3) 集会を開催し、又は集団で庁舎等に入ること。
- (4) 一時的に工作物を設置し、又は物品を置くことにより庁舎等の一部を占有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上市長が必要と認めること。

秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例

(使用料の減免)

第9条 土地又は建物の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び第6条に規定する加算金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認めるとき。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-014-01
処 分 の 名 称	地縁による団体の法人格の付与の認可	
根拠法令・条例等名	地方自治法	
条 項	第260条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	くらし安心部市民活動支援課
	電話番号	0463-82-5118
基 準	法令基準	別紙地方自治法第260条の2第2項各号、第3項各号及び地方自治法施行規則第18条
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	地方自治法において、標準処理期間の定めなし。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

地方自治法施行規則

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 規約

二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三 構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-014-02

処 分 の 名 称		告示事項に関する証明書の交付	
根拠法令・条例等名		地方自治法	
条 項		第260条の2第12項	
所 管 部 課 等		部課等名	くらし安心部市民活動支援課
		電話番号	0463-82-5118
基 準	法令基準	地方自治法施行規則 第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	地方自治法において、標準処理期間の定めなし。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-014-03

処 分 の 名 称		地縁による団体の解散後の財産の処分の認可
根拠法令・条例等名		地方自治法
条 項		第260条の31第2項
所 管 部 課 等		部課等名 くらし安心部市民活動支援課
		電話番号 0463-82-5118
基 準	法令基準	第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 3 前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	地方自治法において、標準処理期間の定めなし。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-014-04

処 分 の 名 称		認可地縁団体の合併の認可
根拠法令・条例等名		地方自治法
条 項		地方自治法第260条の39第3項
所 管 部 課 等		部課等名 くらし安心部市民活動支援課
		電話番号 0463-82-5118
基 準	法令基準	別紙地方自治法第260条の39から44 規約については、地方自治法第260条の2第2項を準用する。 なお、第2項1号中、「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。（同法260条の39第4項） 別紙地方自治法施行規則第22条の2の3及び同条の2の4
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	地方自治法において、期間の定めなし。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

○地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

○地方自治法施行規則

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行

うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十條の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-014-05

処 分 の 名 称	認可地縁団体の規約の変更の認可	
根拠法令・条例等名	地方自治法	
条 項	第260条の3第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	くらし安心部市民活動支援課
	電話番号	0463-82-5118
基 準	法令基準	別紙地方自治法第260条の2各号及び第260条の3から48の内容に沿ったものであること。 別紙地方自治法施行規則第22条
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	地方自治法において、期間の定めなし。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

地方自治法

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）

は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に

関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は

電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、

「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号

に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に

提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則

第二十二條 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-016-01

処 分 の 名 称		罹災証明書の交付
根拠法令・条例等名		災害対策基本法
条 項		第90条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 くらし安心部防災課
		電話番号 0463-82-9621
基 準	法令基準	秦野市災害に係るり災証明等交付要綱第5条から第9条まで 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【罹災証明書の交 付】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 大規模災害時に申請件数が膨大になり、申請受付から交付まで 時間を要するため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

秦野市災害に係るり災証明等交付要綱

第5条 証明書の交付の申請をすることができる者は、災害により第3条各号に掲げる証明書の対象に被害を受けた者とする。この場合において、その者による申請が困難であるときは、委任状(第3号様式)により申請を代理人に委任することができる。

(証明書の交付申請)

第6条 証明書の交付の申請をしようとする者は、り災証明書にあってはり災証明書交付申請書(第4号様式)に、り災届出証明書にあってはり災届出書兼り災届出証明書交付申請書(第5号様式)に、写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出するものとする。

2 り災証明書交付申請書及びり災届出証明書交付申請書(以下「申請書」という。)の提出期限は、り災した日の翌日から起算して90日後とする。ただし、その提出期限を経過したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第7条 前条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、り災証明書又はり災届出証明書を交付する。この場合において、申請の内容に疑義があるときは、交付の申請をした者に対し、必要な資料の提出及び内容の説明を求めるものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、証明書の対象を目視する等記載内容が事実であることの確認をする。ただし、申請書の添付書類により被害の程度を確認できるときは、これを省略することができる。

(再調査)

第8条 り災証明書により証明を受けた者が、その証明された被害の程度について相当な理由をもって修正を求めるときは、証明書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に再調査の申請をすることができる。この場合において、り災証明書により証明された者による申請が困難であるときは、委任状により申請を代理人に委任することができる。

2 前項の規定により再調査を申請する者は、り災証明書再調査申請書(第6号様式)を提出するものとする。

(再調査に係る証明書の交付)

第9条 前条第2項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、再調査を求める理由が適当であると認めるときは、被害状況等の再調査を行う。

- 2 前項の審査又は再調査の結果、り災証明書により証明した内容を変更するときはり災証明書(再認定)(第7号様式)を交付し、変更しないときは文書により結果を通知する。

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-017-01

処 分 の 名 称		自動車の臨時運行の許可
根拠法令・条例等名		道路運送車両法
条 項		第34条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 戸籍住民課
		電話番号 0463-82-5127
基 準	法令基準	<p>秦野市自動車臨時運行許可に関する規則第3条並びに秦野市自動車臨時運行の許可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領第2項及び第3項 内容は別紙のとおり(別添：様式 I 別紙【自動車臨時運行の許可】)</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	<p>秦野市自動車臨時運行の許可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領第4項 (標準処理期間) 4 臨時運行の許可は、申請があった日のうちに処理するものとする。</p>
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

○秦野市自動車臨時運行許可に関する規則

(審査)

第3条 市長は、自動車臨時運行許可申請書、前条第2項の書面等に基づいて、次の事項について審査を行い、これに適合すると認めるものについて許可を行うものとする。

- (1) 自動車は臨時運行の許可の対象であること。
- (2) 運行の目的が妥当なものであること。
- (3) 運行の経路が運行の目的を達成するうえで適正であること。
- (4) 運行の期間が運行の目的、経路等を考慮し、必要最少日数であること。
- (5) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害責任共済の契約期間が臨時運行許可証（第2号様式。以下「許可証」という。）の有効期間を充足するものであること。

○秦野市自動車臨時運行の許可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領
(審査基準)

2 臨時運行の許可は、次に掲げる目的で運行する場合に行うものとする。

- (1) 新規登録又は新規検査を受けるための回送
- (2) 試運転
- (3) 製作販売、陸送を業とする者が行う販売引渡し等のための回送
- (4) 車検証の有効期限の切れた車両の継続検査のための回送
- (5) 車検証の有効期限の切れた車両の整備のための回送
- (6) 自動車登録番号標（ナンバープレート）の紛失、き損等に伴う再交付又は番号変更を受けるための回送
- (7) 封印の取付けのための回送
- (8) 廃棄処分のための回送
- (9) 自動車の輸出に伴う回送

3 次の自動車については、臨時運行の許可を行わないものとする。

- (1) 運行要件（法第4条（登録）、第19条（車台番号等の打刻）、第58条第1項（車検証の交付）及び第66条第1項（車検証の備付け）並びに自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条（保険の加入）及び第8条（保険証の備付け）に規定する要件をいう。以下同じ。）に該当しない、おおむね次に掲げる自動車

- ア 検査対象外軽自動車(軽二輪車、被牽引自動車及びキャタピラ自動車)
 - イ 小型特殊自動車
- (2) 運行要件を満たす用意のない、おおむね次に掲げる自動車
- ア 専ら道路以外の場所で使用し、検査登録を受けない自動車
 - イ 構造上、機能上又は規格上法の適用されない自動車

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-017-02

処 分 の 名 称	埋葬、火葬及び改葬の許可	
根拠法令・条例等名	墓地、埋葬等に関する法律	
条 項	第 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	戸籍住民課
	電話番号	0463-82-5127
基 準	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律第 2 章第 3 条から第 5 条まで 内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【(埋葬、火葬及び改葬の許可)】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	埋葬、火葬及び改葬の許可に係る標準処理期間を定める要領第 2 項 (標準処理期間) 2 埋葬等の許可の標準処理期間は、即日(申請の日)とする。
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
備 考		

○墓地、埋葬等に関する法律

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-023-01

処 分 の 名 称	社会福祉法人の定款の認可	
根拠法令・条例等名	社会福祉法	
条 項	第 3 2 条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基準	法令基準	<p>「社会福祉法人の認可について」第 3 1 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 評議員及び評議員会に関する事項 六 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。)の定数その他役員に関する事項 七 理事会に関する事項 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 九 資産に関する事項 十 会計に関する事項 十一 公益事業を行う場合には、その種類 十二 収益事業を行う場合には、その種類 十三 解散に関する事項 十四 定款の変更に関する事項 十五 公告の方法</p> <p>2 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成するこ</p>

基準	法令基準	<p>とができる。</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人(会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請の翌日から起算して25日間
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-023-02

処 分 の 名 称		社会福祉法人の定款の変更認可	
根拠法令・条例等名		社会福祉法	
条 項		第 4 5 条 の 3 6 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	社会福祉法第 4 5 条 の 3 6 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請の翌日から起算して 2 5 日間	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-023-03

処 分 の 名 称		社会福祉法人の解散の認可
根拠法令・条例等名		社会福祉法
条 項		第46条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部地域共生推進課
		電話番号 0463-82-7392
基 準	法令基準	<p>社会福祉法第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>一 評議員会の決議 二 定款に定めた解散事由の発生 三 目的たる事業の成功の不能 四 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。) 五 破産手続開始の決定 六 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請の翌日から起算して25日間
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-023-04

処 分 の 名 称	社会福祉法人の合併の認可	
根拠法令・条例等名	社会福祉法	
条 項	第50条第3項（第54条の6第2項）	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	<p>社会福祉法第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務(当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基ついて有する権利義務を含む。)を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請の翌日から起算して25日間
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-024-01

処 分 の 名 称	保護の開始の決定	
根拠法令・条例等名	生活保護法	
条 項	第24条第3項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部生活援護課
	電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>■秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領 別紙のとおり</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

○秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領

平成7年9月1日

施行

(趣旨)

- 1 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項に規定する保護の開始及び同条第9項に規定する保護の変更（以下「保護開始等」という。）に係る審査基準について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 保護開始等の審査基準は、次に掲げる告示等に定めるとおりとする。
 - (1) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）
 - (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号）
 - (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日発社第246号）
 - (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）
 - (5) その他保護開始等に関する通達及び行政実例

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-024-02

処 分 の 名 称	保護の変更の申請に対する処分	
根拠法令・条例等名	生活保護法	
条 項	第24条第9項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部生活援護課
	電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 第24条第9項により準用する法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>■秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領別紙のとおり</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

○秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領

平成7年9月1日

施行

改正 平成26年7月1日

(趣旨)

- 1 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項に規定する保護の開始及び同条第9項に規定する保護の変更（以下「保護開始等」という。）に係る審査基準について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 保護開始等の審査基準は、次に掲げる告示等に定めるとおりとする。
 - (1) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）
 - (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号）
 - (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日発社第246号）
 - (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）
 - (5) その他保護開始等に関する通達及び行政実例

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-024-03

処 分 の 名 称		就労自立給付金の支給
根拠法令・条例等名		生活保護法
条 項		第55条の4第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部生活援護課
		電話番号 0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 第55条の4第1項の規定による。 被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認められたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。</p> <p>■生活保護法施行規則 別紙のとおり</p>
	審査基準	・法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(平成26年4月25日社援発0425第3号厚生労働省社会・援護局長通知第6(3))
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

生活保護法施行規則

(厚生労働省令で定める安定した職業)

第十八条の二 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められるものとする。

(厚生労働省令で定める事由)

第十八条の三 法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められること。
- 二 就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められること。
- 三 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められること。

(平二六厚労令五七・追加)

(就労自立給付金の支給の申請)

第十八条の四 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号
- 二 保護を必要としなくなった事由
- 三 その他必要な事項

2 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(平二六厚労令五七・追加、平三〇厚労令七二・令五厚労令一二七・一部改正)

(就労自立給付金の支給)

第十八条の五 就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。

(平二六厚労令五七・追加)

(三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給)

第十八条の六 就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、[法第五十五条の四第一項](#)の規定により就労自立給付金を支給する者が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-024-04

処 分 の 名 称	進学・就職準備給付金の支給	
根拠法令・条例等名	生活保護法	
条 項	第55条の5	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部生活援護課
	電話番号	0463-82-7393
基 準	法令基準	<p>■生活保護法 第55条の5 (進学・就職準備給付金の支給) 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。</p> <p>一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれる者</p> <p>二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。</p> <p>■生活保護法施行規則 別紙のとおり</p>
	審査基準	<p>・法令基準のとおり</p> <p>・生活保護法による進学・就労準備給付金の支給について(平成30年6月8日社援発0608第6号 厚生労働省社会・援護局長通知)</p>
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（平成30年6月30日社援発0608第6号厚生労働省社会・援護局長通知第1（5）、2（5））
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

生活保護法施行規則

(進学・就職準備給付金の支給の対象者)

第十八条の七 法第五十五条の五第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては第一号及び第二号に掲げるもの(同項第二号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げるもの)とする。

- 一 保護の実施機関が、高等学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(以下「高等学校」という。)、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)若しくは特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する専攻科及び別科を除く。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校(高等学校に準ずると認められるものに限る。)をいう。以下同じ。)に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができると認めた者(以下「高等学校等就学者」という。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの
- 二 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学することができなかつた者に限る。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に特定教育訓練施設に入学しようとするもの
- 三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの(これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものを含む。以下この条において同じ。)
- 四 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得(支給機関が被保護者の自立を助長することに効果的であると認めるものに限る。第六号において同じ。)を行い、その後引き続き第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの

五 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者(これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものとなることができなかつた者を含む。次号において同じ。))に限る。)であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

六 高等学校等就学者であつた者(災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者に限る。)であつて、当該知識及び技能の習得後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

(平三〇厚労令七二・追加、令六厚労令七八・一部改正)

(特定教育訓練施設)

第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。

一 学校教育法第一条に規定する大学

二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する専門課程に限る。)

三 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第三号に規定する職業能力開発大学校及び同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校

四 国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成十一年法律第百九十九号)第十二条第一項第五号に規定する業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設

五 独立行政法人海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)第十一条第一項第一号に規定する業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設(十六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときに入学するものを除く。)

六 国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)第二十三条第一項第十二号に規定する国立健康危機管理研究機構及び高度専門医療に関する

る研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設

七 高等学校及び学校教育法第一条に規定する中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)(いずれも同法第五十八条第一項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する専攻科に限る。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する一般課程に限る。)並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、被保護者がこれらを卒業し若しくは修了し、又はこれらにおいて教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められるもの

八 前各号に掲げるもののほか、被保護者が卒業し若しくは修了し、又は教育を受けることによりその者の収入を増加させ、若しくはその自立を助長することができる見込みがあると認められる教育訓練施設

(平三〇厚労令七二・追加、令六厚労令七八・令七厚労令一〇・一部改正)

(法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業)

第十八条の八の二 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

(令六厚労令七八・追加)

(法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者)

第十八条の八の三 法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 事業を確実に開始すると見込まれる者であつて、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

二 職業(前条に規定する安定した職業を除く。)に確実に就くと見込まれる者であつて、その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれるもの

(令六厚労令七八・追加)

(進学・就職準備給付金の支給の申請)

第十八条の九 進学・就職準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 被保護者の氏名、住所又は居所及び個人番号

二 法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては、特定教育訓練施設の名称

三 法第五十五条の五第一項第二号に該当する者にあつては、その者又はその者が属する世帯が、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

四 その他必要な事項

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学・就職準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

(平三〇厚労令七二・追加、令五厚労令一二七・令六厚労令七八・一部改正)

(進学・就職準備給付金の支給)

第十八条の十 進学・就職準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者が法第五十五条の五第一項各号のいずれかに該当する者となることに伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに、支給するものとする。

(平三〇厚労令七二・追加、令六厚労令七八・一部改正)

(再支給の制限)

第十八条の十一 進学・就職準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、進学・就職準備給付金を支給しない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-024-05

<p>処 分 の 名 称</p>	<p>支援給付の決定（変更決定）</p>	
<p>根拠法令・条例等名</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</p>	
<p>条 項</p>	<p>第 1 4 条 第 4 項</p>	
<p>所 管 部 課 等</p>	<p>部課等名</p>	<p>福祉部生活援護課</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 3</p>
<p>基準</p>	<p>法令基準</p>	<p>■中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 （支援給付の実施） 第14条 1～3 略 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5～8 略</p> <p>■生活保護法 （申請による保護の開始及び変更） 第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。） 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p>

基準	法令基準	<p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p> <p>4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。</p> <p>5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。</p> <p>6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。</p> <p>7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。</p> <p>8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。</p> <p>10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。</p> <p>■秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領 内容は別紙のとおり</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準 処理 期間	期間 (未設定の場合は その理由)	申請のあつた日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（法第24条第5項）
	更新日	令和8年3月31日
備考		

○秦野市生活保護の開始等に係る審査基準を定める要領

平成7年9月1日

施行

(趣旨)

- 1 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項に規定する保護の開始及び同条第9項に規定する保護の変更（以下「保護開始等」という。）に係る審査基準について、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 保護開始等の審査基準は、次に掲げる告示等に定めるとおりとする。
 - (1) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）
 - (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日発社第123号）
 - (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日発社第246号）
 - (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）
 - (5) その他保護開始等に関する通達及び行政実例

附 則

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-024-06
処 分 の 名 称	生活困窮者住居確保給付金の支給の決定等	
根拠法令・条例等名	生活困窮者自立支援法	
条 項	第 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部生活援護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 3
基 準	法令基準	<p>■生活困窮者自立支援法 (生活困窮者住居確保給付金の支給) 第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項各号に掲げるもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>■生活困窮者自立支援施行規則 第3条、第3条の2、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条 別紙のとおり</p> <p>■秦野市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱 第2条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条の各項各号 内容は別紙のとおり</p>
	審査基準	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難であるため未設定
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難であるため未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

注 令和3年9月から改正注記を付した。

(支給事業)

第2条 支給事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 離職し、若しくは自営業を廃止（以下「離職等」という。）し、又は個人の責めに帰することができない理由若しくは都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、家賃相当分の生活困窮者住居確保給付金（以下「家賃補助」という。）を支給すること。
- (2) 同一世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職又は休業、事業を行う個人又はその個人と同一の世帯に属する者のその事業の廃止（廃業）（以下「離職や休業等」という。）により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家計の改善に向けた支援を行うため、転居費用相当分の生活困窮者住居確保給付金（以下「転居費用補助」という。）を支給すること。

(家賃補助対象者)

第5条 家賃補助の支給対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基本要件 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 離職期間等要件 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 離職等を理由とする場合は、家賃補助の支給を申請した日（以下この条から第11条までにおいて「申請日」という。）において、離職等の日から起算して2年を経過していない者であること。ただし、医師の証明書又はその事情に該当することの事実を証明することができる書類により、この期間に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷その他本市がやむを得ないと認める事情により、引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、その日数に2年を加算した期間とするものとし、その加算した期間が4年を超えるときは、4年とする。
 - イ やむを得ない休業等を理由とする場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会がその個人の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少し、その個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- (3) 生計維持要件 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 離職等を理由とする場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
 - イ やむを得ない休業等を理由とする場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第3条第2号に規定する状況であること。）。
- (4) 収入要件 申請日の属する月における、家賃補助の支給を受けようとする者（以下この条から第17条までにおいて「申請者」という。）及び申請者と同一の世帯

- に居住し、生計を一にする者（以下この条から第11条までにおいて「申請者等」という。）の収入の合計額（以下この条から第17条までにおいて「世帯収入額」という。）が、市民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算（1,000円未満切捨て）し、12で除して得た額（1,000円未満切上げ。以下「基準額」という。）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（家賃額が生活保護の住宅扶助特別基準額（以下「住宅扶助基準額」という。）を超える場合は、その額）を合算した額（以下「家賃補助収入基準額」という。）以下であること。
- (5) 資産要件 申請日における、申請者等の所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じた額（その額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。）以下であること。
- (6) 求職活動等要件 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職（以下「常用就職」という。）を目指した求職活動を行うこと。ただし、第2号イに該当する者については、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことがその申請者の自立の促進に資すると本市が認めるときは、申請日の属する月から起算して3か月間（支給期間を延長する場合であって、引き続きその取組を行うことが申請者の自立の促進に資すると本市が認めるときは、6か月間）に限り、その取組を行うことをもって、求職活動に代えることができる。
- (7) 類似給付の受給に関する調整要件 申請日において、本市以外の自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付を、申請者等が受けていないこと。
- (8) その他の要件 申請者等のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 申請者が求職活動を行うに当たって、申請者等のいずれもが、居住可能な住宅を所有しているときは、支給対象としないものとする。
- 3 離職等を理由とする場合において、離職時の雇用形態、雇用期間及び離職理由は問わないものとし、やむを得ない休業等を理由とする場合においては、やむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間は問わないものとする。
- 4 離職等を理由とする場合で、離職等の日においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっているときは、第1項第3号アの要件を満たすものとする。
- 5 第1項第4号に規定する収入の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 給与収入の場合は社会保険料等控除前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とし、自営業の場合は事業収入（経費を差引いた控除後の額）とする。
- (2) 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りは、収入として算定するものとする。ただし、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については、収入として算定しないものとする。
- (3) 借入金、退職金又は公的給付金等のうち臨時的に給付されるものについては、収入として算定しないものとする。
- (4) 申請日の属する月の収入が確実に推計できるときは、その額によるものとし、毎月の収入額に変動があるときは、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計するものとする。

- (5) 原則 2 2 歳以下かつ学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は、算定しないものとする。
- (6) 申請日の属する月の収入が家賃補助収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から第 1 項第 4 号の規定に該当することについて、提出資料等により証明できるときは、同号の規定に該当するものとする。
- 6 第 1 項第 5 号に規定する金融資産は、金融機関に対する預貯金、現金、債券、株式及び投資信託とし、生命保険、個人年金保険等は含まないものとする。この場合において、負債があるときは、金融資産と相殺はしない。
- 7 雇用施策による給付等が終了した後、なお支援が必要なときは、家賃補助の対象とするものとする。
- (家賃補助の求職活動等要件)

第 6 条 申請者に対し、次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれの各号に定める事項を指示するものとする。

- (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う者
- ア 原則として、毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接を受けること。
- イ 原則として、毎月 2 回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。
- ウ 原則として、毎週 1 回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- (2) 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う者
- ア 原則として、毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- イ 原則として、毎月 1 回以上、よろず支援拠点、商工会議所、その他本市が認める公的な経営相談先（以下「経営相談先」という。）で面談を受けること。
- ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、原則として、月 1 回以上、その計画に基づく取組を行うこと。
- 2 自らの求職活動のみで就職が可能と判断されるときは、一定期間、前項の求職活動を保留することができるものとする。この場合において、求職活動を保留するときは、自立相談支援機関が策定する支援プランにおいて明確化するものとする。
- (家賃補助の支給額)

第 7 条 家賃補助は、1 か月ごとに支給し、その月額を、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれの各号に定める額（その額が住宅扶助基準額を超えるときは、住宅扶助基準額）とする。

- (1) 申請日の属する月における申請者等の収入の額を合算した額（次号並びに第 1 0 条及び第 1 7 条において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 申請者が賃借する住宅の 1 か月当たりの家賃の額
- (2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と申請者が賃借する住宅の 1 か月当たりの家賃の額とを合算した額から世帯収入額を減じて得た額
- 2 前項第 2 号の規定により算出した支給額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り上げて計算するものとする。この場合において、支給額が 1 0 0 円未満のときは、1 0 0 円を支給額とするものとする。

(家賃補助の支給期間)

第 8 条 家賃補助の支給期間は、3 か月とする。ただし、第 2 1 条第 1 項の規定に該当

するときは、その支給期間を2回まで延長することができるものとする。

(家賃補助の支給開始月)

第9条 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助を申請し、受給する場合でその受給者が希望するときは、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始することができる。この場合において、初月分の家賃は日割り計算によらず支給期間を1か月分と見なすものとする。

3 現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始するものとする。

(家賃補助の申請方法)

第10条 申請者は、自立相談支援機関を経由し、次条に規定する必要書類を添えて、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するものとする。この場合において、申請者は、住居確保給付金申請時確認書(家賃補助)(第2号様式。以下「申請時確認書(家賃補助)」という。)の誓約事項等について承諾したうえで申請時確認書(家賃補助)に氏名を記載するものとする。

2 前項の申請を受け付けるに当たっては、次に掲げる事項を申請者に伝達するものとする。

(1) 支給期間は3か月であるが、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会の増加に至らなかったときには、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、家賃補助の受給中に求職活動要件を誠実に満たし、かつ、延長等の申請時において、支給対象者の要件を満たしているときは、3か月間の延長が2回まで可能であること。この場合において、再延長期間(7か月日から9か月日までの分の受給期間)における求職活動等については、全ての申請者において第6条に規定する求職活動等を行うこと。

(2) 支給額は、第7条第1項の規定に基づき算定すること。

(3) 受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住宅扶助基準額に基づく額)に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増減が可能となること。

(4) 家賃補助の支給額は、月ごとの家賃相当額であり、初期費用、共益費、管理費等は、対象外であるため、自ら支払う必要があること。

(5) 家賃額の一部を支給するときは、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。

(6) 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。

(7) 住居喪失のおそれのある者については、入居をしている賃貸住宅が住宅扶助基準額を超える家賃額であっても支給対象となるが、支給額は住宅扶助基準額が上限となり、自己負担が発生すること。

(8) 家賃補助は、申請月以降に支払うべき家賃額に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

(9) 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であつて、支給期間中に代理受領の方法に変更することができるときは、速やかに変更支給申請を行うこと。

(家賃補助に必要な書類)

第11条 申請者が申請書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード（表面）、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード、医療保険者から交付される資格確認書等のいずれかの写し）
- (2) 離職関係書類（申請日を起点として2年以内（第5条第1項第2号アただし書に規定する場合に該当するときは、最長4年以内）に離職等をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会がその個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、その個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等の状況にあることを確認できる書類の写し）
- (3) 第5条第1項第2号アただし書に規定する場合に該当するときは、医師の証明書その他その事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
- (4) 収入関係書類（申請者等についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し）
- (5) 金融資産関係書類（申請者等の申請日時点の金融機関の通帳等の写し）
（公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認）

第12条 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者については、次の各号に掲げる事項について説明等を行うものとする。

- (1) 申請者は、公共職業安定所等から付与された求職番号を申請時確認書（家賃補助）へ記載し、自立相談支援機関に提出すること。
 - (2) 雇用施策等の利用状況については、申請者の申告により確認するものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、求職の申込み及び雇用施策等の利用状況を確認する書類を、申請者の記名を得たうえで、公共職業安定所等に対して交付し、回答を得ること。この場合において、緊急の場合は、申請者が求職の申込み及び雇用施策利用状況を確認する書類を公共職業安定所等に持参し、公共職業安定所等の確認を得て自立相談支援機関に提出すること。
- 2 自立に向けた活動を行う申請者については、次の各号に掲げる事項について説明等を行うものとする。
- (1) 経営相談先への相談申込みを行うこと。
 - (2) 申請者は、相談の申込みを行った経営相談先について、申請時確認書（家賃補助）へ記載し、自立相談支援機関に提出すること。
 - (3) 申請者の相談内容が経営相談ではない場合及び経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者はその助言等を自立相談支援機関へ報告すること。
- 3 国の雇用施策等の利用状況については、原則として、申請者の申告により確認するものとする。この場合において、自立相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所等に対し、求職の申込み及び国の雇用施策等の利用状況について確認するものとする。
- 4 前項の求職の申込み及び国の雇用施策等の利用状況について確認することが、緊急を要するときは、申請者に求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第3号様式）を配布するとともに、公共職業安定所等に持参させ、公共職業安定所等の確認を得たうえで、再度、求職申込み・雇用施策利用状況確認票を提出するよう指導するものとする。

（家賃補助に関する賃貸住宅の貸主等との調整）

第14条 申請者が住居喪失者のときは、賃貸住宅の貸主等と次に掲げる調整を行うものとする。

- (1) 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産仲介業者のリスト等を情報提供するなどし、住宅確保のための支援を行う。
 - (2) 申請者は、不動産仲介業者等に支給申請書の写しを提示して、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
 - (3) 不動産仲介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、申請者が持参した入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）に必要事項を記載して、申請者に交付する。
 - (4) 申請者は、交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）を自立相談支援機関に提出する。
- 2 申請者が住居喪失のおそれのある者のときは、賃貸住宅の貸主等と次に掲げる調整を行うものとする。
- (1) 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産仲介業者のリスト等を情報提供するなどし、住宅確保のための支援を行う。
 - (2) 申請者は、入居住宅の不動産仲介業者等に対し、支給申請書の写しを提示して、必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書の交付を受ける。
 - (3) 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた入居住宅に関する状況通知書を自立相談支援機関に提出する。
 - (4) 申請者のうち、代理受領によらず、第32条第2項各号に掲げる方法により賃料を支払う場合は、その方法で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しや納付書の写し等）を自立相談支援機関に提出する。

（家賃補助の審査）

第15条 申請者から提出された支給申請書及び必要書類に基づき、支給申請の審査を行うものとする。この場合において、自立相談支援機関は、支給申請書及び必要書類が一式そろった時点で支給申請書に受付印を押印し、本市の支給事業所管課に送付するものとする。

- 2 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条の規定に基づき、国若しくは他の地方公共団体に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めるものとする。この場合において、同条に基づく資料提供及び報告を依頼する書類（資料提供・報告依頼書）に、その事項についての申請者の同意を含む支給申請書及び申請時確認書（家賃補助）の写しを添付し、依頼するものとする。

- 3 審査の結果、申請内容が適正であると判断した住居喪失者に対しては、支給を決定する前に、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）（第6号様式）を交付するものとする。この場合において、自立相談支援機関は、住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、住居確保報告書（第7号様式）を交付するものとする。

（家賃補助を申請する住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第16条 住居喪失者は、入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）の交付を受けた不動産仲介業者等に対し、審査の結果交付された住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 入居に係る初期費用について、社会福祉協議会が実施する総合支援資金貸付の借入申込みを行っている者は、その借入の申請書の写しも不動産仲介業者等に提示するも

のとする。この場合において、入居に係る初期費用が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約（停止条件付契約）となったときも、前項に規定する賃貸借契約を締結したものとみなすものとする。

- 3 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、自立相談支援機関を經由し、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、住居確保報告書を提出するものとする。

（家賃補助の支給決定等）

第17条 家賃補助の支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、申請者から賃貸借契約書の写しの提出を求めるものとする。

- 2 第15条第3項の規定により、住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）の交付を受けた申請者から、前条第3項の規定により住居確保報告書の提出があったときは、その内容を審査し、支給を決定したときは、自立相談支援機関を經由し、その申請者に対して住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）（第8号様式。以下「決定通知書（家賃補助）」という。）を交付するものとする。

- 3 第15条の規定による審査の結果、申請内容が適正であると判断した住居喪失のおそれがある者に対して、支給を決定したときは、自立相談支援機関を經由し、決定通知書（家賃補助）を交付するものとする。

- 4 自立相談支援機関は、決定通知書（家賃補助）を、前2項の規定により支給決定をした申請者に手渡しし、次の各号に掲げる事項を伝達するとともに、常用就職届（家賃補助）（第9号様式）、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類（職業相談確認票）及び受給中の求職活動状況を確認する書類（求職活動状況報告書）を受給者に配布するものとする。

（1）申請時確認書（家賃補助）の誓約事項を実行すること。

（2）支給決定通知書（家賃補助）の写しを不動産仲介業者等に提出すること。

- 5 第15条の規定による審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断した申請者に対しては、不支給の理由を明記のうえ、自立相談支援機関を經由し、住居確保給付金不支給決定通知書（第10号様式）を交付する。この場合において、自立相談支援機関は、住居確保給付金不支給決定通知書を申請者に、原則として、手渡しするとともに、不動産仲介業者等にも家賃補助の支給が認められないことを連絡するものとする。

- 6 自立相談支援機関は、家賃補助の支給決定について、不動産仲介業者等、公共職業安定所等及び総合支援資金又は臨時特例つなぎ資金のいずれか若しくはその両方の貸付を受けている者については社会福祉協議会に、決定通知書（家賃補助）の写しを送付して情報提供するものとする。

- 7 自立相談支援機関は、必要に応じて住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境及び生活面の指導を行うものとする。

- 8 自立相談支援機関は、第32条第2項各号に掲げる方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払に充てられていることを、利用明細の写しなどにより確認する。

- 9 家賃補助の受給期間中は、支給額の変更を行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃補助の受給者からの変更申請により支給額の変更を行うものとする。

（1）家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更されたとき。

- (2) 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していないとき。
- (3) 借主の責めによらず転居せざるを得ないとき又は自立相談支援機関等の指導により市内での転居が適当であるとき。
- (4) 貸主等への賃料の支払方法について、変更の手続を行い、代理受領の方法によることとなったとき。
- 10 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、支給額の変更をしようとする受給者は、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給変更申請書（家賃補助）（第11号様式）を提出するものとする。
- 11 支給方法の変更をしようとする受給者は、自立相談支援機関を経由し、入居住宅の不動産仲介業者等から新たに必要事項を記入した入居住宅に関する状況通知書の交付を受け、住居確保給付金支給変更申請書（家賃補助）に添付して提出するものとする。
- 12 審査の結果、支給額又は支給方法を変更するときは、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給変更決定通知書（家賃補助）（第12号様式）を交付するものとする。
- （家賃補助の受給者の常用就職及び就労収入の報告）
- 第18条 受給者が常用就職したときには、自立相談支援機関を経由し、常用就職届（家賃補助）を提出するものとする。
- 2 前項に規定する常用就職した者は、自立相談支援機関を経由し、収入額を確認することができる書類を毎月、提出するものとする。
- （家賃補助の中断及び再開）
- 第19条 家賃補助を受給中に、疾病又は負傷により、第6条に規定する求職活動を行うことができなかつた場合、自立相談支援機関は、受給者からの申請により、支給を中断し、中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。この場合において、心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、中断前の受給期間を含め最長9か月間に限り、支給を再開する。
- 2 疾病又は負傷により求職活動を行うことができなかつた受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給中断届（家賃補助）（第13号様式）及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する書類（医師の交付する診断書等）を提出するものとする。この場合において、家賃補助の支給の中断を決定したときは、自立相談支援機関を経由して、受給者に住居確保給付金中断通知書（家賃補助）（第14号様式）を交付するものとする。
- 3 心身の回復により求職活動を再開でき、家賃補助の支給の再開を希望する受給者は、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給再開届（家賃補助）（第15号様式）を提出するものとする。この場合において、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9か月とする。
- 4 前項本文の規定により住居確保給付金支給再開届（家賃補助）が提出され、家賃補助の支給の再開を決定したときは、その受給者に住居確保給付金支給再開通知書（家賃補助）（第16号様式）を交付するものとする。
- （家賃補助の支給期間の延長等）
- 第21条 家賃補助の支給期間中に常用就職ができなかつた場合（常用就職したもの、家賃補助収入基準額を超えない場合も含む。）又はやむを得ない事情により個人

の給与その他の業務上の収入を得る機会の減少が継続している場合であつて、家賃補助の支給が就職の促進に必要であると認められ、第6条に規定する求職活動を誠実かつ熱心に実行していたときは、申請により、支給期間を2回まで延長することができるものとする。ただし、第5条第1項に規定する要件（同項第2号の規定を除く。）を満たしている者に限るとともに、その支給額は支給期間延長の申請時の収入に基づいて第7条の規定により算出する金額とするものとする。

- 2 受給者が支給期間の延長又は再延長を希望するとき（前条の規定により支給が中止される場合は除く。）は、支給期間の最終月の末日までに生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（家賃補助）（第18号様式）を自立相談支援機関を経由し、提出するものとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たすと判断したときは、延長等の決定を行い、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（家賃補助）（第19号様式）を交付するものとする。この場合において、自立相談支援機関は、その者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（家賃補助）を手渡しするものとする。
- 4 前項の規定により、延長等の決定を受けた家賃補助の受給者は、延長期間における求職活動等については、第6条に規定する求職活動を行うこととする。

（家賃補助の再支給）

第22条 受給者が家賃補助の受給期間又は受給期間の終了後次のいずれかに該当したときは、第7条第1項の規定する支給額及び第8条に規定する支給期間等により、家賃補助の再支給をできるものとする（従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限る。）。

- (1) 家賃補助の受給期間中又は受給期間終了後（過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の受給終了後を言う。）に常用就職し、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した者が、新たに解雇（家賃補助の受給者の責に帰すべき理由による解雇を除く。）（過去に複数回離職している場合は、直前の離職を言う。）されたことにより、第5条第1項に規定する支給対象者の要件に該当することとなった場合
- (2) 家賃補助の支給を終了した後、事業を行う個人がその事業を廃止した場合（個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によるものを除く。）
- (3) 家賃補助の支給を終了した後、個人の責めに帰すべき理由若しくは個人の都合によらず離職又は廃業と同程度まで収入が減少した場合
（転居費用補助対象者）

第23条 転居費用補助の支給対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基本要件 転居費用補助の支給を受けようとする者（以下この条から第30条までにおいて「申請者」という。）と同一の世帯に属する者の死亡又は申請者若しくは申請者と同じ世帯に属する者の離職や休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下この条から第30条までにおいて「申請者等」という。）の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- (2) 収入減少期間要件 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から起算して2年を経過していない者であること。
- (3) 生計維持要件 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持してい

ることをいい、収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時において主たる生計維持者となっている場合を含む。)

- (4) 収入要件 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び転居費用補助の申請者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃額(転居費用補助の申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、その費用の額が住居扶助基準に基づく額を超える場合は、その額)を合算した額以下であること。
 - (5) 資産要件 申請日における、転居費用補助の申請者等の所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じた額(その額が1,000,000円を超えるときは1,000,000円とする。)以下であること。
 - (6) 家計改善に関する要件 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められ、自立相談支援機関から申請者の家計の状況を踏まえた、転居後の住居の家賃として適切な額が示された住居確保給付金要転居証明書(第20号様式)の交付を受けていること。
 - ア 転居に伴い転居費用補助の申請者が賃借する住居の1か月当たりの家賃の額が減少し(その転居費用補助の申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住居の1か月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。
 - イ 転居に伴い転居費用補助の申請者が賃借する住居の1か月当たりの家賃の額が増加する(その転居費用補助の申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1か月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
 - (7) 類似給付の受給に関する調整要件 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、転居費用補助の申請者等が受けていないこと。
 - (8) その他の要件 転居費用補助の申請者等のいずれもが暴力団員でないこと。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、居住可能な住宅を所有しているときは、支給の対象としないものとする。
 - 3 離職等を理由とする場合においては離職時の雇用形態、雇用期間及び離職理由は問わないものとし、やむを得ない休業等を理由とする場合においてはやむを得ない休業時の雇用形態、雇用期間及び廃業時の廃業理由は問わないものとする。
 - 4 第1項第4号に規定する収入の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 給与収入の場合は社会保険料等控除前の事業主が支給する総支給額(交通費支給額は除く。)とし、自営業の場合は事業収入(経費を差引いた控除後の額)とする。
 - (2) 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りは、収入として算定するものとする。ただし、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については、収入として算定しないものとする。
 - (3) 借入金、退職金又は公的給付金等のうち臨時的に給付されるものについては、収入として算定しないものとする。

- (4) 申請日の属する月の収入が確実に推計できるときは、その額によるものとし、毎月
の収入額に変動があるときは、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均
に基づき推計するものとする。
 - (5) 原則22歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学
校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門
学校又は専修学校に就学中の子の収入は、算定しないものとする。
 - (6) 申請日の属する月の収入が転居費用補助収入基準額を超えている場合であって
も、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月
の翌月から第1項第4号の規定に該当することについて、提出資料等により証明で
きるときは、同号の規定に該当するものとする。
 - (7) 申請者が住居喪失者、シェルター事業の利用者など「居住の維持又は確保に要す
る費用の額」が生じていない場合で、その者の転居費用補助収入基準額が相当程度
低くなり収入要件を満たさない場合であっても、その申請者の事情を考慮して、第
1項第4号の要件の適否を判断するものとする。
- 5 第1項第5号に規定する金融資産は、預貯金、現金、債券、株式及び投資信託と
し、生命保険、個人年金保険等は含まないものとする。この場合において、負債があ
る場合、金融資産と相殺はしない。
 - 6 雇用施策による給付等が終了した後、なお支援が必要なときは、転居費用補助の対
象とするものとする。

(転居費用補助の支給額等)

第24条 転居費用補助の支給対象経費は、申請者が実際に転居に要する経費のう
ち、次の各号に掲げるものの費用の合計とする。

- (1) 転居先への家財の運搬費用
 - (2) 転居先の住居に関する初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料及び住宅保
険料）
 - (3) ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に関する費用を含む。）
 - (4) 鍵交換費用
- 2 転居費用補助の支給額は、前項各号に規定する費用の合計額とする。ただし、転居
先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じた額を超える場合は
その額とし、これによることができないときは、別に厚生労働省が定める額とする。

(転居費用補助の申請方法)

第25条 申請者は、自立相談支援機関を経由し、次条に規定する必要書類を添えて、
支給申請書を提出するものとする。この場合において、申請者は、住居確保給付金申
請時確認書（転居費用補助）（第21号様式。以下「申請時確認書（転居費用補
助）」という。）の誓約事項等について承諾したうえで申請時確認書（転居費用補
助）に氏名を記載するものとする。

- 2 前項の申請を受け付けるに当たっては、次に掲げる事項を申請者に伝達するもの
とする。
 - (1) 転居費用補助は、初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃（前家賃）等は対象外
であるため、支給決定後、これらの支給対象外の経費は申請者自ら不動産仲介業者
等へ支払う必要があること。
 - (2) 転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となる
こと。
 - (3) 転居費用に要する経費の実際の支出額がその支給額を下回った場合、申請者から
差額の返還を求めること。

(転居費用補助の申請に必要な書類)

第26条 申請者が支給申請書に添えて提出する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 本人確認書類(運転免許証、個人番号カード(表面)、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード、医療保険者から交付される資格確認書等のいずれかの写し)
- (2) 収入減少関係書類(世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し)
- (3) 離職等関係書類(世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者の死亡等又は申請者等が離職や休業等をしたことが確認できる書類の写し。)
- (4) 収入関係書類(申請者等のうち、収入があるものについての申請日の属する月の収入が確認できる写し。)
- (5) 金融資産関係書類(申請者等の申請日時点の金融機関の通帳等の写し)
- (6) 住居確保給付金要転居証明書
- (7) 申請者が持家である住宅に居住している場合に限り、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

(転居費用補助に関する転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整)

第28条 申請者は、自立相談支援機関から示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に支給申請書の写しを提示して、その不動産仲介業者等を介して転居先の住居を探し、転居費用補助の支給決定等を条件に住居を確保する。この場合において、自立相談支援機関は、必要に応じて、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産仲介業者及び地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、転居先の住居確保のための支援を行うものとし、次の各号に掲げる事項について、申請者に対し、説明し、又は指示するものとする。

- (1) 自立相談支援機関から市への申請書の送付は、添付書類及び追加確認書類が一式そろった時点で行うこと。
 - (2) 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、転居費用補助の申請及び支給決定に係る日数並びに支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整すること。
 - (3) 確保しようとする住居が、家計改善支援事業実施者等から示された家賃額を超える場合は、自立相談支援機関に連絡をすること。
- 2 不動産仲介業者等は、申請者の入居希望の住居が確定した後、申請者が持参した予定住宅通知書に必要な事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を記載して、申請者に交付する。

3 申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。この場合において、初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、現状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を自立相談支援機関に提出する。

(転居費用補助の審査)

第29条 申請者から提出された支給申請書及び必要書類に基づき、支給申請の審査を行うものとする。この場合において、自立相談支援機関は、支給申請書及び必要書類が一式そろった時点で支給申請書に受付印を押印し、本市の支給事業所管課に送付するものとする。

- 2 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条の規定に基

づき、国若しくは他の地方公共団体に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めるものとする。この場合において、同条に基づく資料提供及び報告を依頼する書類（資料提供・報告依頼書）に、その事項についての申請者の同意を含む支給申請書及び申請時確認書（転居費用補助）の写しを添付し、依頼するものとする。

- 3 転居先の住居の家賃が、申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じて、申請者に対し別の物件の確保を促すものとする。

（転居費用補助の支給決定等）

第30条 前条の規定による審査の結果、申請内容が適正であると判断した申請者（次条及び第32条において「受給者」という。）に対して、支給を決定したときは、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）（第23号様式。以下「決定通知書（転居費用補助）」という。）を交付するとともに、必要に応じて住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）（第24号様式）を交付するものとする。

- 2 自立相談支援機関は、決定通知書（転居費用補助）（住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）が交付されている場合はその証明書）を受給者に手渡しし、次の各号に掲げる事項を伝達するものとする。

- (1) 転居に要する費用（初期費用、家財運搬費用等）が決定通知書（転居費用補助）に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担であること。

- (2) 転居に要する費用の実際の支給額がその支給額を下回った場合、受給者から差額の返還を求めること。

- 3 受給者は、住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に対する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出するものとする。この場合において、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合及び初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を添付するとともに、支給額と実際に支払った額が異なるときは、住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）（第25号様式）を提出するものとする。

- 4 自立相談支援機関は、前項の規定による提出があったときは、本市の支給事業所管課に回付するものとする。

- 5 前項の規定による回付があったときは、領収書等を確認し、実際の支払った額が支給額を上回っていた場合は支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、その受給者が受給者に対し差額を追加で支給する決定を、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は受給者から差額の返還を求める決定をし、住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用補助）（第26号様式）を、自立相談支援機関を経由してその受給者に交付する。

- 6 前条の規定による審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断した申請者に対して、不支給を決定したときは、不支給の理由を明記のうえ、自立相談支援機関を経由し、住居確保給付金不支給決定通知書を交付する。この場合において、自立相談支援機関は、住居確保給付金不支給決定通知書を申請者に、原則として、手渡しするとともに、不動産仲介業者等にも転居費用補助の支給が認められないことを連絡するものとする。

- 7 自立相談支援機関は、転居費用補助の支給決定について、不動産仲介業者等並びに総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けているも

のについては社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書（転居費用補助）の写し（変更の決定をしたときは住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用補助）の写し）を送付して情報提供する。

- 8 他の自治体への転居の場合、自立相談支援機関は、受給者本人の同意を得たうえで、転居先の自治体に対しその受給者の情報を引き継ぐものとする。この場合において、引き継ぐ際は、「生活困窮者自立支援統計システム」の「相談支援機関業務支援ツール」の帳票類を一括して移管することができるものとする。
- 9 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住の実態及び家計の改善状況を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うものとする。

（転居費用補助の再支給）

第31条 転居費用補助の受給後（過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直近の受給後をいう。）に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡又は受給者若しくはその受給者と同一の世帯に属する者の離職や休業等（本人の責に帰すべき理由又はその個人の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、第23条第1項に規定する支給要件に該当する者については、第24条第2項に規定する支給額を、再支給することができるものとする。この場合において、転居費用補助の再支給の支給申請を受付けるときは、転居費用補助の再支給の支給を受けようとする者に対し、前段の規定に該当していることを申請時確認書（転居費用補助）により誓約させるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項第5号の改正規定中「禁錮（（こ））刑」を「拘禁刑」に改める部分は、令和7年6月1日から施行する。

○生活困窮者自立支援法施行規則

(平成二十七年二月四日)

(厚生労働省令第十六号)

第三条 法第三条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合
- 二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の状況にある場合

(法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条の二 法第三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める事由は、個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額(以下「世帯収入額」という。)が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者であること。
 - イ 離職の場合(第三条の二に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。)又は第三条第一号に規定する場合 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年(当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き三十日以上求職活動を行うことができなかつた者については、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年))を経過していない者
 - ロ 第三条第二号に規定する場合 申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者
 - ハ 第三条の二に規定する場合 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から起算して二年を経過していない者
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

- イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者
 - ロ 第三条第二号又は第三条の二に規定する場合 申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者
- 三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。
- イ 離職の場合又は第三条に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。ロにおいて同じ。)を合算した額以下であること。
 - ロ 第三条の二に規定する場合 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。
- 四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額(当該額が百万円を超える場合は百万円とする。)以下であること。
- 五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる要件を満たす者であること。
- イ 離職の場合又は第三条に規定する場合 公共職業安定所又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第十項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、第三条第二号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から起算して三月間(第十二条第一項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、六月間)に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。
 - ロ 第三条の二に規定する場合 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家

計の改善のために次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

(1) 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。(2)において同じ。)が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(2) 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

(平三〇厚労令一一七・令二厚労令二二・令二厚労令八六・令二厚労令二〇九・令五厚労令五七・令七厚労令四三・一部改正)

(生活困窮者住居確保給付金の額等)

第十一条 生活困窮者住居確保給付金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 離職の場合又は第三条に規定する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める額(当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額)を、一月ごとに支給する。

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額

ロ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

二 第三条の二に規定する場合 新たな住居の確保に要する費用(新たに確保する住居が所在する市町村(特別区を含む。))における住宅扶助基準に基づく額に三を乗じて得た額(これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額)を上限とする。)を、新たな住居の確保の際に支給する。

2 前項第一号ロの規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

(令二厚労令一三六・令七厚労令四三・一部改正)

(生活困窮者住居確保給付金の支給期間等)

第十二条 都道府県等は、家賃相当額の支給を受けようとする者が、申請日において第十条第一号イ又はロ、第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合は、三月間家賃相当額の支給を行う。ただ

し、支給期間中において家賃相当額の支給を受ける者が同条第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イのいずれにも該当する場合であって、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

- 2 都道府県等は、前項の規定により家賃相当額の支給を受ける者が、疾病又は負傷により第十条第五号イの要件に該当しなくなった後、二年以内に同条第二号イ又はロ、第三号イ、第四号及び第五号イの要件に該当するに至り、引き続き家賃相当額の支給を行うことが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、家賃相当額の支給を行う。この場合において、支給期間は合算して九月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とする。

(令二厚労令二二・令七厚労令四三・一部改正)

(生活困窮者住居確保給付金の支給手続)

第十三条 家賃相当額の支給を受けようとする者については生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第一号)、[第十一条第一項第二号](#)の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者については生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第一号の二)に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。

(令七厚労令四三・一部改正)

(生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援)

第十四条 都道府県等は家賃相当額の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援(以下この条及び[次条第一項](#)において「就労支援」という。)を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

(令二厚労令二二・令七厚労令四三・一部改正)

(生活困窮者住居確保給付金の不支給)

第十五条 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、行わない。

- 2 家賃相当額の支給は、当該生活困窮者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときには、行わない。

(令二厚労令二二・令七厚労令四三・一部改正)

(再支給の制限)

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職、[第三条第一号](#)に掲げる事由(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。)、[第三条の二](#)に掲げる事由(当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の責めに帰すべき理由又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の都合による離職又は休業等を除く。)若しくは[第三条第二号](#)に掲げる事由により経済的に困窮した場合(生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限る。)又は[第十二条第二項](#)に規定する場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

(令二厚労令二二・令五厚労令五七・令七厚労令四三・一部改正)

(調整)

第十八条 この省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。

(令五厚労令五七・一部改正)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-01

処 分 の 名 称	被保険者証の交付	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第 1 2 条 第 3 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 6
基 準	法令基準	<p>介護保険法施行規則第 2 6 条の規定による。 (被保険者証の交付) 第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 前項の場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。))を含む。)、組合員証又は加入者証(組合員証及び加入者証については、被扶養者証を含む。以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	請求日の翌日から起算して15日以内 (法令等の根拠なし)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-02

処 分 の 名 称		要介護認定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第27条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第27条第1項のとおり 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-03

処 分 の 名 称	要介護認定の更新	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第28条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第28条第2項のとおり 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-04

処 分 の 名 称	要介護状態区分の変更の認定	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第29条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第29条第1項のとおり 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-05

処 分 の 名 称		要支援認定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第32条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第32条第1項のとおり 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

(要介護認定の審査判定基準等)

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第五項前段（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態（次条第一項第二号に該当する状態を除く。）

二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分以上七十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分以上九十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分以上百十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2 第二号被保険者（法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。次条第二項において同じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病（法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）によって生じたものであるかについての法第二十七条第五項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の主治の医師（以下この項において「主治医」という。）の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果及び法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を

む。)の審査及び判定に係る被保険者、その家族、主治医その他の関係者の意見等を勘案して行うものとする。

(要支援認定の審査判定基準等)

第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第三十二条第四項前段（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる状態のいずれかに該当するかについて行うものとする。

- 一 要支援一 要介護認定等基準時間が二十五分以上三十二分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
- 二 要支援二 要支援状態の継続見込期間（法第七条に規定する期間をいう。）にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、要介護認定等基準時間が三十二分以上五十分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2 前条第二項の規定は、第二号被保険者の要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第二項中「法第二十七条第三項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」において準用する法第二十七条第三項」と、「法第二十七条第六項（法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十二条第五項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」において準用する法第二十七条第六項」と読み替えるものとする。

(要介護認定等基準時間)

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項（法第二十八条第

四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生労働大臣の定める方法により推計される時間とする。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護
- 二 洗濯、掃除等の家事援助等
- 三 徘徊はいかいに対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- 五 輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

（都道府県介護認定審査会に関する読替え）

第四条 法第三十八条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、第一条及び第二条の規定を適用する場合には、これらの規定中「介護認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とす

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-06

処 分 の 名 称		要支援認定の更新	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第33条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第33条第2項のとおり 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-07

処 分 の 名 称	要支援状態区分の変更の認定	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第33条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第33条の2第1項のとおり 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-08

処 分 の 名 称		居宅介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第41条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第41条第1項のとおり 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-09

処 分 の 名 称		特例居宅介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第42条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第42条第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-10

処 分 の 名 称	地域密着型介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第42条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第42条の2第1項のとおり</p> <p>市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-11

処 分 の 名 称		特例地域密着型介護サービス費の支給
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第42条の3第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第42条の3第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。</p> <p>一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-12

処 分 の 名 称		居宅介護福祉用具購入費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 4 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第 4 4 条及び介護保険法施行規則第 7 0 条 介護保険法 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44 条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合 第70 条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第 72 条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具 法第 8 条第 13 項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。 と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具 法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。 当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、 当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-13

処 分 の 名 称		居宅介護住宅改修費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第45条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	高齢介護課
		電話番号	0463(82)9616
基 準	法令基準	法第45条第1項のとおり 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-14

処 分 の 名 称		居宅介護サービス計画費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第46条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第46条第1項のとおり 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-15

処 分 の 名 称	特例居宅介護サービス計画費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第47条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第47条第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-16

処 分 の 名 称		施設介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第48条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第48条第1項のとおり 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-17

処 分 の 名 称		特例施設介護サービス費の支給
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第49条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第49条第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。</p> <p>一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 その他政令で定めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-18

処 分 の 名 称		高額介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第51条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢福祉課
		電話番号	0463-86-6583
基 準	法令基準	<p>法第51条第1項の規定による。 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービス含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより合算した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-19

処 分 の 名 称		高額医療合算介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 5 1 条 の 2 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第 5 1 条 の 2 第 1 項 の 規 定 の と お り</p> <p>市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第 1 項 の 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費 が 支 給 さ れ る 場 合 に あ っ て は、当 該 支 給 額 に 相 当 す る 額 を 控 除 し て 得 た 額）及 び 当 該 要 介 護 被 保 険 者 に 係 る 健 康 保 険 法 第 1 1 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 一 部 負 担 金 等 の 額（同 項 の 高 額 療 養 費 が 支 給 さ れ る 場 合 に あ っ て は、当 該 支 給 額 に 相 当 す る 額 を 控 除 し て 得 た 額）そ の 他 の 医 療 保 険 各 法 又 は 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律（昭 和 5 7 年 法 律 第 8 0 号）に 規 定 す る こ れ に 相 当 す る 額 と し て 政 令 で 定 め る 額 の 合 計 額 が、著 し く 高 額 で あ る と き は、当 該 要 介 護 被 保 険 者 に 対 し、高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 費 を 支 給 す る。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-20

処 分 の 名 称	特定入所者介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第51条の3第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第51条の3第1項のとおり 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 指定介護福祉施設サービス 二 介護保健施設サービス 三 介護医療院サービス 四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 五 短期入所生活介護 六 短期入所療養介護</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-21

処 分 の 名 称		特定入所者介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第61条の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第61条の3第1項のとおり 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第一項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>一 介護予防短期入所生活介護 二 介護予防短期入所療養介護</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-22

処 分 の 名 称	介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第53条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第53条第1項のとおり</p> <p>市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-23

処 分 の 名 称		特例介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第54条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第54条第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。</p> <p>一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-24

処 分 の 名 称	地域密着型介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第54条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第54条の2第1項のとおり 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-25

処 分 の 名 称		特例地域密着型介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第54条の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第54条の3第1のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p>一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-26

処 分 の 名 称		介護予防福祉用具購入費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第56条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第56条及び介護保険法施行規則第89条 介護保険法 第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略</p> <p>介護保険法施行規則 介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合 第89条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第九十一条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-27

処 分 の 名 称		介護予防住宅改修費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第57条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	法第57条第1項のとおり 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-28

処 分 の 名 称	介護予防サービス計画費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第58条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第58条第1項のとおり 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-29

処 分 の 名 称	特例介護予防サービス計画費の支給	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第59条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第59条第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-30

処 分 の 名 称		高額介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第 6 1 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>法第 6 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る。</p> <p>第 6 1 条 市 町 村 は、居 宅 要 支 援 被 保 険 者 が 受 け た 介 護 予 防 サ ー ビ ス こ れ に 相 当 す る サ ー ビ ス を 含 む。又 は 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス こ れ に 相 当 す る サ ー ビ ス を 含 む。に 要 し た 費 用 の 合 計 額 と し て 政 令 で 定 め る と ころ に よ り 算 定 し た 額 か ら、当 該 費 用 に つ き 支 給 さ れ た 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費、特 例 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費、地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 及 び 特 例 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 の 合 計 額 を 控 除 し て 得 た 額 次 条 第 1 項 に お い て 「介 護 予 防 サ ー ビ ス 利 用 者 負 担 額」とい う。が、著 しく 高 額 で あ る と き は、当 該 居 宅 要 支 援 被 保 険 者 に 対 し、高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 を 支 給 す る。</p> <p>2 前 項 に 規 定 す る も の の ほ か、高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 の 支 給 要 件、支 給 額 そ の 他 高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 の 支 給 に 関 し て 必 要 な 事 項 は、介 護 予 防 サ ー ビ ス 又 は 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス に 必 要 な 費 用 の 負 担 の 家 計 に 与 え る 影 響 を 考 慮 し て、政 令 で 定 め る。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-31

処 分 の 名 称		高額医療合算介護予防サービス費の支給
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 6 1 条 の 2 第 1 項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	法第 6 1 条 の 2 第 1 項 の 規 定 の と お り 。 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額（前条第 1 項 の 高 額 介 護 予 防 サ ー ビ ス 費 が 支 給 さ れ る 場 合 に あ っ て は、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	3 0 日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-32

処 分 の 名 称		特例特定入所者介護サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第51条の4第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>介護保険法第51条の4第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。</p> <p>一 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急 その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合 において、必要があると認めるとき。</p> <p>二 その他政令で定めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-33

処 分 の 名 称		特例特定入所者介護予防サービス費の支給	
根拠法令・条例等名		介護保険法	
条 項		第61条の4第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	介護保険法第61条の4第1項のとおり 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。 一 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-34

処 分 の 名 称		指定地域密着型サービス事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第78条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-86-6583
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号） ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年12月18日 条例第26号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例施行規則（平成25年3月18日 規則第8号） （主な基準） <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して45日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の45日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-35

処 分 の 名 称		指定地域密着型サービス事業者の指定更新
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第78条の12
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-86-6583
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号） ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年12月18日 条例第26号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例施行規則（平成25年3月18日 規則第8号） <p>（主な基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	申請日の翌日から起算して30日以内 （法令等の根拠なし。30日前までに必要書類一式の提出を求めている）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-36

処 分 の 名 称		指定居宅介護支援事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第79条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-86-6583
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生労働省令第38号） ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第22号） ・ 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例（平成30年3月27日 条例第5号） ・ 秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成30年3月28日 規則第12号） （主な基準） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員に関する基準 ・ 運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して45日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の45日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-37

処 分 の 名 称		指定地域密着型サービス事業者の公募指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第78条の13第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-86-6583
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号） ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年12月18日 条例第26号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例施行規則（平成25年3月18日 規則第8号） （主な基準） <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して45日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の45日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-38

処 分 の 名 称		指定居宅介護支援事業者の指定更新
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第79条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0463-86-6583
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生労働省令第38号） ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第22号） ・秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例（平成30年3月27日 条例第5号） ・秦野市居宅介護支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成30年3月28日 規則第12号） （主な基準） <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して30日以内 (法令等の根拠なし。30日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-39

処 分 の 名 称		指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 1 2 第 1 項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号） ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・ 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例（平成24年12月18日 条例第27号） ・ 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年3月18日 規則第9号） <p>（主な基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員に関する基準 ・ 設備に関する基準 ・ 運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して45日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の45日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-40

処 分 の 名 称		指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 2 1 第 1 項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第36号） ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例（平成24年12月18日 条例第27号） ・秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年3月18日 規則第9号） <p>（主な基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して30日以内 (法令等の根拠なし。30日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-41

処 分 の 名 称		指定介護予防支援事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 2 2 第 1 項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第37号） ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日 老振発第0331003号・老老発第0331016号） ・ 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例（平成27年3月26日 条例第9号） ・ 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成27年3月31日 規則第14号） <p>（主な基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員に関する基準 ・ 設備に関する基準 ・ 運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して45日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の45日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-42

処 分 の 名 称	指定介護予防支援事業者の指定更新	
根拠法令・条例等名	介護保険法	
条 項	第 1 1 5 条 の 3 1 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部 高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第37号） ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日 老振発第0331003号・老老発第0331016号） ・ 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例（平成27年3月26日 条例第9号） ・ 秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例施行規則（平成27年3月31日 規則第14号） （主な基準） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員に関する基準 ・ 設備に関する基準 ・ 運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して30日以内 (法令等の根拠なし。30日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-43

処 分 の 名 称		第一号訪問事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 第 1 項 第 1 号 イ
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年 3 月 1 5 日 厚生労働省告示第 8 4 号） ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和 6 年 3 月 1 5 日 老認発 0315 第 4 号） ・秦野市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日 規則第 4 0 号） （主な基準） ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	申請日の翌日から起算して 4 5 日以内 （法令等の根拠なし。指定希望日の 4 5 日前までに必要書類一式の提出を求めている）
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-44

処 分 の 名 称		第一号通所事業者の指定
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 第 1 項 第 1 号 口
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年 3 月 1 5 日 厚生労働省告示第 8 4 号） ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和 6 年 3 月 1 5 日 老認発 0315 第 4 号） ・秦野市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日 規則第 4 0 号） （主な基準） ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請日の翌日から起算して 4 5 日以内 (法令等の根拠なし。指定希望日の 4 5 日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-45

処 分 の 名 称		第一号事業者の指定更新
根拠法令・条例等名		介護保険法
条 項		第 1 1 5 条 の 4 5 の 6 第 4 項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部 高齢介護課
		電話番号 0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 6 年 3 月 1 5 日 厚生労働省告示第 8 4 号） ・介護保険法施行規則第 1 4 0 条 の 6 3 の 6 第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和 6 年 3 月 1 5 日 老認発 0315 第 4 号） ・秦野市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日 規則第 4 0 号） （主な基準） ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の翌日から起算して 3 0 日以内 (法令等の根拠なし。3 0 日前までに必要書類一式の提出を求めている)
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-46

処 分 の 名 称	被保険者証の再交付	
根拠法令・条例等名	介護保険法施行規則	
条 項	第 2 7 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 6
基準	法令基準	<p>介護保険法施行規則第 2 7 条 第 1 項の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号 ハ 再交付申請の理由</p> <p>(2) 氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号利用法施行規則」という。)第1条第1項第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるものハイ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書</p>

基準	法令基準	<p>類(介護保険の被保険者証を除く。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類</p> <p>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	請求日の翌日から起算して15日以内 (法令等の根拠なし)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-47

処 分 の 名 称	特定入所者の負担限度額の認定	
根拠法令・条例等名	介護保険法施行規則	
条 項	第83条の6第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	高齢介護課
	電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>【基準】</p> <p>省令第83条の6第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 前条各号のいずれかに該当する旨 二 氏名、生年月日、住所及び個人番号 三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 四 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 五 被保険者証の番号 六 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-025-48

処 分 の 名 称		負担限度額認定証の再交付	
根拠法令・条例等名		介護保険法施行規則	
条 項		第83条の6第7項	
所 管 部 課 等		部課等名	高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>【基準】</p> <p>省令第83条の6第7項のとおり</p> <p>要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項（第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項）を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日及び住所口 個人番号</p> <p>ハ 再交付申請の理由</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	15日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			